

平成29年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業 平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業 補助金交付申請等マニュアル

平成 2 9 年 7 月 3 日
(一社) 住宅性能評価・表示協会

はじめに

このマニュアルは、「平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業補助金交付規程（平成29年6月29日付 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会制定）」（以下、「交付規程」という。）第17の規定に基づき定めるものであり、事業の実施にあたり、補助を受ける者（以下、「補助事業者」という。）の事務処理が円滑に実施されることを目的としています。

補助事業者は、このマニュアルに従って、必要な手続きを適切に実施するとともに、補助事業に係る補助金の額の算定等にあたって、補助金の額の妥当性及び適切な経理処理などについて、第三者に対し合理的に説明できるよう留意し、また補助事業に係る書類を整理・保管して補助事業に係る資金支出額を明確にしなければなりません。

I 事業の内容について

1. 補助事業者について

補助事業者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）第15条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下、「評価機関等」という。）とします。

なお、過去3ヵ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、補助金交付規程第13（交付決定の取り消し）に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある場合は、本補助事業への申請が原則として制限されます。

2. 交付対象・補助金の額について

補助金の交付対象事業は、建築物のエネルギー消費性能に関する審査体制の整備に係る事業とします。

補助金の額は、補助事業者が次の①～③の評価・審査案件に関し評価料・審査料を減免した額（以下、「減免額」という。）の合計額とします。

- ①当協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づくBELS評価
- ②建築物省エネ法第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に係る技術的審査
- ③建築物省エネ法第36条に規定する「建築物のエネルギー消費性能に係る認定」に係る技術的審査

なお、本補助金は消費税の対象とならない不課税扱いとなります。

3. 減免額の算定にあたっての留意点

減免額の算定対象となる評価・審査案件は、交付決定通知日から平成30年2月16日（金）までの期間内に、補助事業者において評価書等を交付し、かつ、完了実績報告書が提出された案件となります。

但し、次の①～④の評価・審査案件は、減免額の算定対象とはなりません。

- ①建築物省エネ法第11条第1項に基づき建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物に係るもの
- ②評価料・審査料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。以下同じ。）を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
- ③BELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物のエネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

<BELS評価等の取得を要件としている補助事業の例>

- ・既存建築物省エネ化推進事業
- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・サステナブル建築物等先導事業
- ・省エネルギー投資促進に向けた支援事業
- ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業
- ・業務用施設等における省CO₂促進事業
- ・賃貸住宅における省CO₂促進モデル事業

- ④変更申請に係るもの

また、次の①及び②に係る費用は、減免額の算定対象となりません。

- ①BELS評価書等の再交付及びBELSプレートの交付に係る費用
- ②消費税及び地方消費税

減免額については、建物用途及び用いた評価手法等に応じ表-1及び表-2に記載した額を上限とします。また、減免額の算定対象とする評価・審査案件は、補助事業者の支店ごと、評価・審査の種類（前述2.交付対象の①～③）ごとに、同じ申請者当たり各5件を上限とします（同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても1件とみなします。）。

表-1 減免額の上限（住宅の場合）

建物形式	区分	減免額の上限	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000円	9,000円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000円	27,500円
	戸当り料金	3,500円	1,700円
共同住宅 (建物全体の評価)	基本料金	50,000円	30,000円
	戸当り料金	6,000円	3,000円

注)・併願申請とは、BELSの評価申請等を、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいう。

- ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表－1の額の1.5倍の額とする。
- ・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、表－1に示す「建物全体の評価」の額とする。
- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表－1）及び非住宅（表－2）の上限額の合計とする。

表－2 減免額の上限（非住宅の場合）

用いた評価手法	減免額の上限		
	規 模	ホテル等・病院等・集会所等	左記以外の用途
標準入力法 主要室入力法	～ 2,000m ² 以下	180,000円	120,000円
	2,000m ² 超～ 5,000m ² 以下	250,000円	160,000円
	5,000m ² 超～20,000m ² 以下	300,000円	200,000円
	20,000m ² 超～50,000m ² 以下	520,000円	330,000円
	50,000m ² 超～	750,000円	500,000円
モデル建物法	～ 2,000m ² 以下	90,000円	60,000円
	2,000m ² 超～ 5,000m ² 以下	125,000円	80,000円
	5,000m ² 超～20,000m ² 以下	150,000円	120,000円
	20,000m ² 超～50,000m ² 以下	260,000円	180,000円
	50,000m ² 超～	400,000円	250,000円

注) ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表－2の額の1.5倍の額とする。

- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表－1）及び非住宅（表－2）の上限額の合計とする。

II 手続きの流れについて

1. 全体の流れの概要

申請の流れは表－3のとおりです。

表－3 申請の流れ

補助事業者		(一社)住宅性能評価・表示協会
① 交付申請 評価予定案件数等を基に執行見込額を算定し、補助金の額を申請 (期日：平成 29 年 7 月 14 日)	→	交付申請の受理
② 補助金交付決定通知書の受理	←	交付の決定 内容を審査の上適当と認められるときは、補助金交付決定通知書を送付
③ 評価・審査の実施		
④ 事業の実施状況報告 各月末時における事業の実施状況について、原則翌月の実施状況報告日までに実施状況報告書で報告（原則毎月報告）	→	実施状況の確認 提出された実施状況報告書の内容について確認
⑤ 補助金交付変更申請 (随時)	→	補助金交付変更申請書の受理
⑥ 交付変更通知書の受理	←	交付変更承認 内容を審査の上適当と認められるときは、交付変更通知書を送付
⑦ 完了実績報告書 実施状況報告書に基づき、完了実績報告書を作成、提出 (期日：平成 30 年 2 月 16 日)	→	完了実績報告書の受理
⑧ 補助金額の確定通知書の受理	←	補助金確定額の通知 内容を審査の上適当と認められるときは、補助金額の確定通知書を送付
⑨ 補助金の受理 (平成 30 年 3 月末頃を予定)	←	補助金の支払い

2. 交付申請について

(1) 申請期間

交付申請の手続きの期間は、本事業の公募開始日から平成 29 年 7 月 14 日（金）【消印有効】までとします。

(2) 申請方法等

表－4 に示す提出書類を作成し、当協会事務局まで提出して下さい。受理後、審査の上適当と認められるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、補助事業者に補助金交付決定通知書を送付します。

表－4 交付申請時の提出書類

書類名	提出部数	提出方法	備考
補助金交付申請書（様式1）	1部及びPDF ファイル	書類については郵送、宅配便又は持参。 電子ファイルについては電子メールにて提出。	想定する申請案件の平均減免額と見込み件数より交付申請額を算定して下さい。
申請の制限に係る事案の有無等の確認書（様式2）			
念書（様式3）			
該当する評価機関登録証（写し）			BELS評価の場合はBELS評価機関登録証
該当する各評価業務規程及び同約款			
該当する各評価料金表			

注1) 評価料金表に記載の無い料金設定（例. キャンペーン期間中の価格、相互契約で割引価格、料金表に別途見積との記載等）は、後日理由書、見積書等をご提出いただきます。

3. 事業の実施状況報告等について

(1) 実施状況報告日

各月末時における評価書等の交付状況について、表－5に示す実施状況報告日までに各月の状況を報告して下さい。なお、報告日及び報告回数については、今後、見直す可能性があります。報告日や報告回数を見直した場合は、当協会事務局より随時、補助事業者ご連絡します。

表－5 実施状況報告日

実施月	実施状況報告日	実施月	実施状況報告日
7月分	8月7日（月）まで	11月分	12月7日（木）まで
8月分	9月7日（木）まで	12月分	1月12日（金）まで
9月分	10月6日（金）まで	1月分	2月16日（金）まで
10月分	11月8日（水）まで	2月分（※）	2月16日（金）まで

※ 2月分については完了の実績報告時にあわせて実施状況報告書等も提出して下さい。

(2) 提出方法

補助事業者は、表－6に示す提出書類を作成し、当協会事務局まで提出して下さい。

表－6 実施状況報告時の提出書類

書類名	提出部数	提出方法	備考
実施状況報告書（様式4） ¹⁾	1部及びエクセルファイル	書類については郵送、宅配便又は持参。 電子ファイルについては電子メールにて提出。	各月末時における事業の実施状況について実施状況報告書を提出して下さい。
引受け承諾書（写し）	1部及びPDF ファイル		減免額を明記するか内訳が分る見積書等を添付して下さい。
評価書等（写し）			発行した評価書等の頭紙の写しを提出して下さい。
覚書（様式13）（写し）			

注1) 様式4（エクセルファイル）をメールでお送りいただく際、当月分を記入後、全月分を一緒にお送り下さい。

4. 変更交付申請について

(1) 申請時期

交付通知を受けた事業について、必要となる補助金の額が増減することが明らかとなった際には、速やかに当協会事務局に連絡し、補助金交付変更申請書（様式 5）を当協会事務局へ提出して下さい。なお、平成 29 年 1 1 月頃に、当協会事務局において、その時点における各補助事業者の事業の実施状況に基づき、各補助事業者の補助金の所要額を推計することとしております。推計した補助金の所要額が補助金の交付決定額より少額となる補助事業者については、原則として、補助金を減額する変更交付申請を行っていただきますので、ご留意ください。

(2) 申請方法等

補助金交付変更申請書（様式 5）を作成し、当協会事務局まで提出して下さい。受理後、審査の上適当と認められるときは、補助事業者に補助金交付変更通知書を送付します。

5. 完了実績報告等について

(1) 実績報告受付期間

実績報告受付期間は、平成 30 年 2 月 16 日（金）17 時【必着】までとします。実施した評価事業について表 7 に示す完了実績報告書（様式 6）及び添付書類を当協会事務局まで提出して下さい。

(2) 申請方法等

表 7 に示す提出書類を作成し、当協会事務局まで提出して下さい。受理後、審査の上適当と認められるときは、補助金確定額を通知し、補助金の支払いを行います。

なお、2 月分の実施状況報告書については、完了実績報告書と一緒に提出して下さい。

表 7 完了報告時の提出書類

書類名	提出部数	提出方法	備考
完了実績報告書（様式 6）	1 部及び PDF ファイル	書類については郵送、宅配便又は持参。電子ファイルについては電子メールにて提出。	事業が終了した時点で完了実績報告書を提出して下さい。
実施状況報告書（様式 4）	1 部及びエクセルファイル		2 月分のみ（エクセルファイルについては、2 月分を含めた全月分を一緒に提出して下さい。）
引受け承諾書（写し）	1 部及び PDF ファイル		2 月分のみ
該当する各評価書（写し）			2 月分のみ
請求書（様式 7）			

(3) 補助金支払い予定日

補助金の支払いは、平成 30 年 3 月末を予定しています。

III. 事業中及び事業完了後の留意点

1. 会社再編等に伴う補助事業の継承に係る手続き

補助事業者に、法人間の合併・買収及び統廃合、分社化等の会社再編により、補助事業に係る権利義務の承継又は移転が発生する場合は、評価協会事務局へご相談下さい。

2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業補助金交付規程に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

3. 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理以外には使用いたしません。

4. その他

このマニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業補助金交付規程
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 四 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 五 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日付国住生第 4 号）
- 六 その他関連通知等に定めるもの

■ 提出先・お問い合わせ先

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 省エネ建築物の補助事業事務局（横山、永井）
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 神楽坂一丁目ビル6階

メールアドレス：shouene-hojo@hyoukakyokai.or.jp

電話：03-5229-7440（土日祝日を除き 9:30～17:30まで）

FAX：03-5229-7443

[申請書等掲載場所]

ホームページ（www.hyoukakyokai.or.jp/house/2017/shouene_support.html）